

令和4年12月27日
和歌山県教育委員会

令和5年度和歌山県立中学校入学者選考における新型コロナウイルス感染症の感染対策への協力について（お知らせ）

令和5年度和歌山県立中学校入学者選考は予定どおり実施します。なお、受検者が安心して適性検査、作文及び面接を受検するとともに、感染拡大を防止する観点から、下記の点に留意していただき、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いいたします。

記

1 受検前の心得について

- (1)各小学校で行われている「健康観察表」などを活用した毎朝の検温や健康観察の実施、マスクの着用、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染対策に努めるようお願いします。
- (2)受検日の1週間程度前から発熱・咳等の症状が見られる受検者は、あらかじめ医療機関を受診し、適切な治療を受けるようお願いします。
- (3)令和5年1月14日（土）以降に新型コロナウイルス感染症にり患した受検者、又は濃厚接触者となった受検者の保護者は、1月16日（月）以降に県教育委員会義務教育課に電話（073-441-3661）で連絡してください。

2 受検の可否等について

- (1)受検当日、次の①・②のいずれかに該当する者は、受検できません。
 - ①新型コロナウイルス感染症にり患し、入院中又は自宅等において療養中の者。
ただし、受検日が療養期間の6日目もしくは7日目に該当する無症状の陽性者で、5日目に抗原検査キットで陰性を確認した者は、別室での受検を認めます。
 - ②濃厚接触者（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者）で、自宅待機を要請されている者。
ただし、以下の要件を全て満たしていれば別室での受検を認めます。
 - I) 保健所等によるPCR検査の結果が陰性で無症状であること、又は抗原検査キットによる検査の結果が陰性で無症状であること。
 - II) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に来られること。
 - III) 終日、別室で受検すること。
- (2)受検当日に、次の「健康状態チェックリスト」のA欄で1項目以上又はB欄で2項目以上該当する者は、濃厚接触者とは異なる別室での受検とします。これに該当しない者であっても、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者において、当該受検者の症状が周囲に影響があると判断できる場合には、当該中学校が、当該受検者に別室での受検を促すこともあります。

「健康状態チェックリスト」

A	・高熱の症状がある（38.0度以上） ・息苦しさ（呼吸困難）がある ・強いだるさ（倦怠感）がある
B	・発熱の症状がある（37.5度以上38.0度未満） ・咳の症状がある ・咽頭痛がある

3 受検当日の心得について

- (1)別紙「健康確認自己申告書」に必要事項を記入し、受検当日(1/21・22、両日とも)の受付時に、志願先中学校に提出してください。
- (2)マスク（ひもが切れたとき等の予備を含む。）を持参し、受検会場内では、常にマスクの着用をお願いします。なお、休憩時間等における他者との接触、会話を極力控えてください。また、面接時も同様とします。ただし、何らかの事情により日常的にマスクの着用が困難な場合は、当該受検者の保護者が、あらかじめ受検する志願先中学校に、令和5年1月16日（月）から18日（水）の午前9時から午後4時30分の間に電話で申し出ること。
- (3)受検会場入口及び検査室入口にアルコール消毒液を設置しますので、手指消毒の徹底をお願いします。また、トイレ使用後の手拭きは、持参のハンカチ等を使用するようお願いします。
- (4)受検当日は、検査室等の換気のため窓の開放等を行うので、上着などを御持参ください。
- (5)受検者が体調不良等を訴えた場合、「健康確認自己申告書」に記入されている緊急連絡先に連絡を行いますので御承知おきください。
- (6)受検会場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、付き添いの保護者の控室を設けませんので御承知おきください。なお、付き添いの保護者は、受付まで付き添うことができます。ただし、受検者と同様の感染対策をお願いします。

4 受検会場について

- (1)検査室における受検者同士の間隔は、入室する人数や机・椅子等の配置を工夫するなどして、原則として1メートル程度を確保します。
- (2)面接室における受検者と面接者との距離は、原則として2メートル以上を確保するとともに、常に換気を行います。また、受検者1名の面接が終了するごとに、受検者用の椅子の座面や背もたれ、面接室のドアノブ等を、消毒用アルコールを使用して拭き取ります。

5 相談窓口・情報提供について

- (1)県立中学校入学者選考に係る対応についての相談は、以下の窓口までお問い合わせください。
- (2)このお知らせは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により更新する場合がありますので、ホームページで確認してください。
- (3)受検後1週間以内に、新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合は、速やかに以下の窓口まで連絡をお願いします。

【相談窓口】

和歌山県教育庁学校教育局義務教育課（TEL：073-441-3661）

【和歌山県教育委員会ホームページ】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/kyouiku/soshiki/501100/index.html>